

国立大学法人東京医科歯科大学統合国際機構 日本語研修コース規則

〔平成16年 4月 1日〕
規則第238号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学統合国際機構規則（平成28年規則第76号）第4条第7号の規定に基づき、東京医科歯科大学統合国際機構（以下「機構という。」）日本語研修コース（以下「日本語研修コース」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(研修資格)

第2条 日本語研修コースの研修生（以下「日本語研修生」という。）となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）の規定に基づき、大学院等への入学に先立ち日本語及び日本事情教育を受ける研究留学生
- (2) 前号に掲げる者のほか、外国人留学生で統合国際機構長（以下「機構長」という。）が適当と認めた者

(受入れ人員)

第3条 日本語研修生の受入れ人員は原則として15人とする。

(研修期間及び開始時期)

第4条 日本語研修コースの研修期間は6か月とし、その開始時期は、4月及び10月とする。

(選考等)

第5条 日本語研修生の選考は、機構内における検討結果等を参酌し、機構長が行う。
2 学長は、前項の規定により選考された者で、所定の手続きを完了した者に、研修を許可する。

(教育課程等)

第6条 日本語研修コースの教育課程及び履修方法は、機構内における検討結果等を参酌し、機構長が別に定める。

(研修の中止)

第7条 日本語研修生が研修を中止しようとするときは、その理由を付し、機構長に願い出なければならない。

- 2 前項の願い出があったときは、機構内における検討結果等を参酌し、機構長がこれを許可する。
- 3 機構長は、日本語研修生が研修を継続することが適当でないとき、機構内における検討結果等を参酌し、研修を中止させることができる。

(修了証書の授与)

第8条 機構長は、日本語研修コースの教育課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。

(授業料等)

第9条 日本語研修生に係る授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、次に掲げる額のとおりとする。ただし、100円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた額とする。

授業料	入学料	検定料
187,100円	44,400円	10,200円

- 2 授業料等の徴収時期は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 検定料 日本語研修生を志願するとき。
 - (2) 入学料及び授業料 入学手続きのとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第2条第1号に該当する者及び第2号に該当する者で本学に在籍するものについては、授業料等を徴収しない。
- 4 日本語研修生が前研修期間に引き続き研修する場合は、検定料及び入学料を徴収しない。
- 5 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(準用)

第10条 日本語研修生については、この規則に定めるもののほか東京医科歯科大学学則（平成16年規程第4号）その他学生に関する諸規則を準用する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、日本語研修コースに関し必要な事項は、機構内における検討結果等を参酌し、機構長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第19号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第30号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 3 日規則第 91 号）

この規則は、平成 23 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日規則第 30 号）

この規則は、平成 24 年 3 月 1 日から施行し、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日規則第 113 号）

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。